

令和3年度版

住宅リフォーム補助金制度

栄町役場からのお知らせ

栄町では、町への定住・移住の促進と住環境の向上、町内産業の活性化を図るために、住宅リフォーム費用の一部を補助します。

受付期間

4月9日(金)から12月24日(金)まで 【申請は、工事着工前に!】

対象住宅

住宅または、併用住宅 ※住宅部分のみが対象

(既に、栄町住宅リフォーム補助金を利用した住宅を除く)

※補助金交付決定前にリフォーム工事を行った場合は、補助金の交付が受けられません。

※受付期間にかかわらず補助金の総額が予算額に達した時点で受付終了となります。

対象者

- ①対象住宅を所有し、自ら居住しているかた
- ②町外から転入するために、自らが居住する対象住宅を購入したかた
- ③町内の賃貸住宅などから転居するために、自らが居住する対象住宅を購入したかた
- ※②と③の場合、リフォーム工事を行う時点で、対象住宅（中古住宅）を所有していなければなりません
- ④対象住宅に、10年以上継続して居住するかた
- ⑤栄町の住民基本台帳に記録されているかた
- ⑥町税を滞納していないかた（世帯全員）
- ⑦栄町住宅リフォーム補助金の交付をうけていないかた



対象となるリフォーム工事

①町内の事業者が行う工事（町内に本店がある法人事業者または、町内に住所がある個人事業者）

②200,000円以上の工事

③補助対象工事は、浴室、台所、トイレ、床、畳、天井、内外壁などの工事で、既存住宅の改築及び増築工事です

④工事が、令和4年3月18日(金)以前に完了すること

※新築や別棟の増築は対象なりません。また、同じ工事箇所について、町で行っている他の補助制度を利用している場合は対象なりません

補助金額

住宅リフォーム工事費用の10分の1で、上限額は

100,000円

(千円未満切り捨て)

申請方法

補助金の交付を希望するかたは、**対象住宅のリフォーム工事を着手する前に**、次の書類を添付して、申請してください

- ①登記事項証明書、登記完了証など、対象住宅の所有権を証明する書類
- ②対象住宅のリフォーム工事に係る契約書または請書の写し
- ③対象住宅のリフォーム工事の内容を明らかにする図面及び見積書
- ④対象住宅のリフォーム工事に着手する前の施工予定箇所の写真

主な補助対象工事

外 壁	屋根の葺き替え、塗装、修繕／外壁の張替え、塗装、修繕／雨どいの取替え、修繕／窓、ガラス、サッシ、網戸の取付け、取替え／玄関、勝手口などの出入口のドアの取替え／土台、基礎の修繕、補強／雨戸、ルーバー、面格子の取付け、取替え
内 部	床、壁、天井の内装材の張替え／畳の入替え、表替え／ドア、ふすま、障子の取替え、ふすまの表替え／造り付け家具の取付け、取替え／間取りの変更に伴う間仕切り壁の設置
設 備	ユニットバスへの取替え、浴室の改修／洗面台の新設、交換／便器の交換、洋式トイレ便器を含めた温水洗浄便座への交換、トイレ内の改修(便座の交換のみの工事は対象外)／システムキッチン(換気扇、レンジフード、吊戸棚を含む)への取替え／内部工事に関連して行う配線、コンセント設置その他の電気設備工事、住宅火災報知機の新設、取替え
増改築	住宅の増築、一部改築(別棟(離れ)の増築は対象外)

※物置、車庫、カーポート、ウッドデッキ、バルコニーなどの外構工事は、補助対象外です

栄町まちづくり課 定住移住推進班

〒270-1592 千葉県印旛郡栄町安食台1-2 ☎0476-33-7719 (直通)

空き家バンクに登録しませんか？

売りたい

貸したい

相談から登録まで
無料

空き家バンク登録者支援金

空き家バンクに物件登録すると

2万円

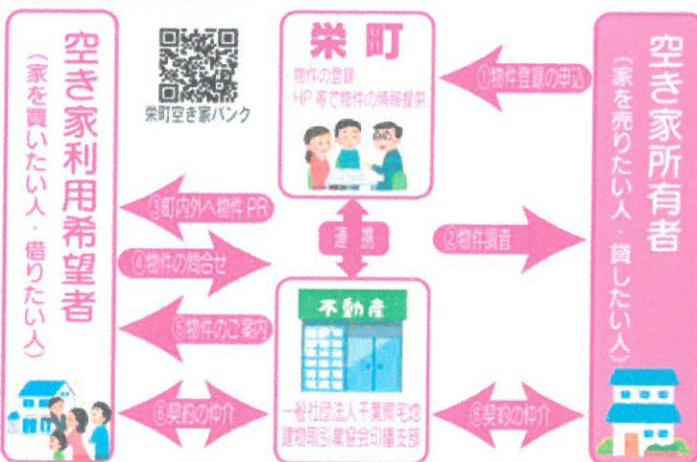
空き家バンク制度は、これまでに41件（賃貸19件・売買22件）の取引が成立！！

栄町へ移住を希望する方や仕事で栄町へ引っ越す方、子どもの成長に合わせて引っ越したい方、空き家を求めている方がいます。

空き家バンクの流れ



空き家を有効活用しませんか！



空き家の所有者又は管理者には、防災・衛生・景観等において地域住民の生活環境に悪影響を及ぼさないように、空き家等を適切に管理する責務があります。

まずはご相談ください！

不動産相談

毎月第3火曜日
10:00 ~ 12:00 (最終受付11:30)

皆様が抱える不動産に関する問題に、千葉県宅地建物取引業協会印旛支部の相談員が相談に応じます。

- 相談が急遽中止等になる場合がありますので、ご確認願います。
- 相談対象者は、栄町内に不動産を所有している方です。
- 相談は無料で、予約も不要でご利用いただけます。
- 相談は各種書類や写真等をご用意いただくと、より効果的です。
- 資料や情報が不十分な場合、的確な助言が出来ない場合もあります。
- 相談は、当時受付順で実施いたします。

栄町まちづくり課 定住移住推進班

〒270-1592 千葉県印旛郡栄町安食台1-2 ☎0476-33-7719 (直通)